

第九十八回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第八号

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

関口 恵造君
堀江 正夫君

補欠選任

源田 実君
沖 外夫君

出席者は左のとおり。

委員長

坂野 重信君

理事

板垣 正君

大島 友治君

山崎 昇君

三治 重信君

岡田 広君

沖 外夫君

林 寛子君

林 道君

山内 一郎君

勝又 武一君

野田 哲君

小平 芳平君

安武 洋子君

秦 豊君

国務大臣

国務大臣
(総理府総務長官)

丹羽 兵助君

政府委員

総理府恩給局長

和田 善一君

事務局側

常任委員会専門員

林 利雄君

本日の会議に付した案件

○恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(坂野重信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。丹羽総理府総務長官。

○国務大臣(丹羽兵助君) ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、長期在職の老齢旧軍人等に係る仮定俸給の改善であります。

これは、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の格づけを昭和五十八年十二月から一号俸引き上げることとするものであります。

その第二点は、傷病者遺族特別年金の改善であります。

これは、傷病者遺族特別年金について、昭和五十八年十月から新たに年額四万八千円を加算することとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(坂野重信君) 本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月八日)

一、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十八年五月六日印刷

昭和五十八年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B